ＫＨＫＳ

第一種製造者　冷凍関係事業所用

危害予防規程の指針（案）

ＫＨＫＳ　1301（2010）

案

平成 22 年　月　日制定

高圧ガス保安協会

KHKS　1301

第一種製造者　冷凍関係事業所用
危　害　予　防　規　程　の　指　針

序文

この指針は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、危害予防規程の理解及び制定の能率向上などを目的としている。

したがって、この指針の内容のみをもって、各事業所の危害予防規程の内容を保証するものではない。各事業者は、この指針を参考に各事業所の実状や実態に則した危害予防規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。

なお、(1)法第 27 条の 4 に規定されている第一種製造者（つまり、冷凍保安責任者を選任する必要がある。）の事業所及び(2)冷凍保安規則第 36 条第 2 項に規定されている施設に係る第一種製造者（つまり、冷凍保安責任者を選任する必要がない。）の事業所とに分け、それぞれ「危害予防規程の指針（その１）」、「危害予防規程の指針（その２）」とした。

案

改ページ

冷凍空調規格委員会名簿

危害予防規程の指針（その１）

目　次

1　適用範囲
2　用語の定義
3　危害予防規程の目的等
3.1　目的
3.2　位置付け
3.3　保安教育計画との関連
3.4　危害予防規程に掲げるべき事項
4　保安管理体制
4.1　保安管理組織
4.2　保安に関する協定
4.3　規則、規定類の管理
4.4　保安査察
5　事業所の長及び冷凍保安責任者の職務
5.1　事業所の長の職務
5.2　冷凍保安責任者及び同代理者の職務
6　施設に関する保安管理
6.1　施設の技術基準
6.2　施設管理の規定類の作成及び実施
6.3　施設の保安管理の記録
6.4　巡視点検
6.5　保安検査等
6.6　工事・修理等を行うときの保安管理
7　運転、操作等に関する保安管理
7.1　運転及びその管理を行う者
7.2　運転、操作等に関する規定類の作成及び実施
7.3　製造の方法
7.4　交替勤務の引継
7.5　夜間又は休日の運転開始及び運転停止
8　異常状態に対する措置
8.1　不調・故障に対する措置

参考

8.2　事故・災害に対する措置
8.3　人身事故に対する措置
8.4　異常状態に関する記録
8.5　関係事業所、協力会社等との関連
9　保安教育等
9.1　保安教育の計画及び実施
9.2　危害予防規程及び規定類の周知及び活用
9.3　事故・災害対策訓練
9.4　改善提案等
9.5　危害予防規程等に違反した者の措置
10　記録の備えつけ
10.1　製造施設等の記録
10.2　運転日誌
10.3　記録の保存
11　危害予防規程の制定及び変更
11.1　作成、制定及び変更の方法
11.2　届出及び発効
11.3　経過の記録

案

危害予防規程の指針（その２）

目　次

1　適用範囲
2　用語の定義
3　危害予防規程の目的等
3.1　目的
3.2　位置付け
3.3　保安教育計画との関連
3.4　危害予防規程に掲げるべき事項
4　保安管理体制
4.1　保安管理組織
4.2　保安に関する協定
4.3　規則、規定類の管理
4.4　保安査察
5　事業所の長及び取扱責任者の職務
5.1　事業所の長の職務
5.2　取扱責任者の職務
6　施設に関する保安管理
6.1　施設の技術基準
6.2　施設管理の規定類の作成及び実施
6.3　施設の保安管理の記録
6.4　巡視点検
6.5　保安検査等
6.6　工事・修理等を行うときの保安管理
7　運転、操作等に関する保安管理
7.1　運転及びその管理を行う者
7.2　運転、操作等に関する規定類の作成及び実施
7.3　製造の方法
7.4　交替勤務の引継
7.5　夜間又は休日の運転開始及び運転停止
8　異常状態に対する措置
8.1　不調・故障に対する措置

参考

8.2　事故・災害に対する措置
8.3　人身事故に対する措置
8.4　異常状態に関する記録
8.5　関係事業所、協力会社等との関連
9　保安教育等
9.1　保安教育の計画及び実施
9.2　危害予防規程及び規定類の周知及び活用
9.3　事故・災害対策訓練
9.4　改善提案等
9.5　危害予防規程等に違反した者の措置
10　記録の備えつけ
10.1　製造施設等の記録
10.2　運転日誌
10.3　記録の保存
11　危害予防規程の制定及び変更
11.1　作成、制定及び変更の方法
11.2　届出及び発効
11.3　経過の記録
附属書 A(参考)　日常の保安管理体制と緊急時の防災体制が異なる場合の例
附属書 B(参考)　全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例
解説

危害予防規程の指針（その１）

1　適用範囲

この指針は、法第 27 条の 4 に規定されている第一種製造者で冷凍保安責任者を選任する必要のある事業所を対象とする。

2　用語の定義

この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。

2.1

保安規則等

冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、例示基準並びに高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成 19 年 7 月 1 日付け　平成 19･06･18 原院第 2 号)

2.2

特別規程

法により制定することが義務づけられた規程等

2.3

規定類

会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等

2.4

協力会社

高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外注会社等

2.5

異常状態

異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、事故及び災害を総称したもの

2.5.1

不調

正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状態

2.5.2

故障

設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、また、その設

備以外には損害を及ぼさない状態

2.5.3

事故

破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態

2.5.4

災害

大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態

3　危害予防規程の目的等

3.1　目的

法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

3.2　位置付け

危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。

3.3　保安教育計画との関連

危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。

3.4　危害予防規程に掲げるべき事項

冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を**表 1** に示す。

表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等

規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項
(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1　第 2 号は 6.4 及び 7
(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関すること。	保安管理体制は 4　冷凍保安責任者の職務は 5.2
(3)製造設備の安全な運転及び操作に関すること。 ［(1)に掲げるものを除く］	6.1 及び 7
(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること	6.4
(5)製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること。	6.6
(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8
(7)協力会社の作業の管理に関すること。	5.2.5
(8)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	9
(9)保安に係る記録に関すること。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、9.1、10.2 及び 10.3
(10)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関すること。	11
(11)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2

4　保安管理体制

4.1　保安管理組織

4.1.1　事業所内の組織

保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。

なお、保安管理組織図の例を**附属書 A** に示す。

4.1.2　事業所外の組織との関連

当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。

なお、事業所外の組織との関連図の例を**附属書 B** に示す。

4.1.3　冷凍保安責任者の選任

冷凍保安責任者及び同代理者は、製造保安責任者免状を交付されている者の中から、製造施設

の区分に応じ選任する。

4.2　保安に関する協定

4.2.1　事業所外との協定

必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。

4.2.2　労働組合との協定

労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。

4.2.3　協力会社との協定

事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。

4.3　規則、規定類の管理

4.3.1　関連する規定類

危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。

4.3.2　制定の方法等

規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。

4.4　保安査察

経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。

5　事業所の長及び取扱責任者の職務

5.1　事業所の長の職務

事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。

5.2　冷凍保安責任者及び同代理者の職務

冷凍保安責任者は、事業所の長を補佐し、当該製造施設の保安に関する業務を管理するとともに、部下を監督する。また、同代理者は、冷凍保安責任者を補佐するとともに、冷凍保安責任者の不在等のときに、その職務を代行する。

冷凍保安責任者及びその代理者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。

5.2.1　製造施設及び製造の方法の管理

製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。

5.2.2　製造設備の運転管理

製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。

5.2.3　製造施設の維持及び管理

保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。

5.2.4　製造施設の巡視点検及び検査

巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。

また、都道府県知事、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、指定保安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。

5.2.5　協力会社の保安管理

協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。

5.2.6　異常状態に対する措置

製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。

5.2.7　保安教育の計画及び実施

保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。

6　施設に関する保安管理

冷凍保安責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。

6.1　製造施設の技術基準

施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。

6.1.1　製造設備の位置、建物の構造等

機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの

6.1.2　製造設備の構造等

定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係るもの

6.1.3　安全装置、測定機器等

安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの

これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。

6.1.4　保安設備の構造等

低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの

これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。

6.2　設備管理の規定類の作成及び実施

施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。

a)　保全工事管理

b)　自主検査

c)　保安設備の取扱い

d)　測定機器の取扱い

e)　火気の取扱い

f)　工具、防具取扱い

g)　立入制限等

6.3　施設の保安管理記録

施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。

6.4　巡視点検

a)　冷凍保安責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。

b)　異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。

c)　巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。

d)　事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。

6.5　保安検査等

a)　事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。

b)　冷凍保安責任者は、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。

なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事に提出する。

c)　保安検査等の記録は、10 年間保存する。

6.6　工事・修理等を行うときの保安管理

a)　製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。

b)　冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。

c)　事業所の長及び冷凍保安責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対しあらかじめ教育を行い周知する。

d)　冷凍保安責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。

7　運転、操作等に関する保安管理

法第 8 条第 2 号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規則等に適合するよう管理する。

7.1　運転及びその管理を行う者

a)　冷凍保安責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。

b)　運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。

7.2　運転、操作等に関する規定類の作成及び実施

7.2.1　作成及び整備

製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。

規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。

7.2.2　運転条件

正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。

7.2.3　巡視点検基準

巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、１日１回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な対策を講ずる。

7.3　製造の方法

法第 8 条第 2 号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。

7.4　交替勤務の引継

交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。

7.5　夜間又は休日の運転開始及び運転停止

夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。

8　異常状態に対する措置

8.1　不調・故障に対する措置

運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。

8.2　事故・災害に対する措置

事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。

その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関することを内容とする。

8.3　人身事故に対する措置

人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練する。

8.4　異常状態に関する記録

異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10 年間保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。

8.5　関係事業所、協力会社等との関連

事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

9　保安教育等

9.1　保安教育の計画及び実施

当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。

実施した結果は記録し活用する。

9.2　危害予防規程及び規定類の周知及び活用

危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。

9.3　事故・災害対策訓練

事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。

9.4　改善提案等

広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。

9.5　危害予防規程等に違反した者の措置

危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を講ずる。

10　記録の備えつけ

10.1　製造施設の記録

高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第 6 項から第 7 項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。

10.2　運転日誌

運転及び保全の適正を期すため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに製造設備に応じ、点検して記録する。また、冷凍保安責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。

10.3　記録の保存

製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するもの

を除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事の許可に係るものは事業所（当該許可に係るものに限る。）が廃止されるまでとする。

11　危害予防規程の制定及び変更

11.1　作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、経営者又は事業所長が冷凍保安責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。

11.2　届出及び発効

経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。

11.3　経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。

a)　制定又は変更年月日

b)　届出受理番号及び届出受理年月日

案

危害予防規程の指針（その２）

1　適用範囲

この指針は、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に規定されている施設に係る冷凍保安責任者を選任する必要のない第一種製造者の事業所を対象とする。

2　用語の定義

この指針で用いる用語の定義は、冷凍保安規則、容器保安規則において使用する用語の例によるほか、次による。

2.1

保安規則等

冷凍保安規則、容器保安規則、一般高圧ガス保安規則及びこれらに基づく告示、例示基準並びに高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成 19 年 7 月 1 日付け　平成 19･06･18 原院第 2 号)

2.2

特別規程

法により制定することが義務づけられた規程等

2.3

規定類

会社又は事業所が制定した規定、規則、基準、規格等

2.4

協力会社

高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う請負会社、外注会社等

2.5

異常状態

異常の原因、程度及び被害の状況により区分される 2.5.1～2.5.4 の不調、故障、事故及び災害を総称したもの

2.5.1

不調

正常でない乱れた状態であるが、運転を停止することなく、正常に戻しうる状態

2.5.2

故障

設備を正常な手順により停止して、補修等の措置を要するが、人員に損傷なく、また、その設備以外には損害を及ぼさない状態

2.5.3

事故

破壊、漏えい、火災又は爆発等が起こり、緊急措置を必要とし、設備に若干の損害を生ずるが、事業所自らの措置により、人身に損傷なく、かつ、第三者に脅威を及ぼさない状態

2.5.4

災害

大きい事故又は自然災害等により人身、設備等に損傷を及ぼし、第三者に脅威を与え、あるいは外部に援助を要請するような状態

3　危害予防規程の目的等

3.1　目的

法に基づき、当該事業所の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

3.2　位置付け

危害予防規程は、当該事業所の特別規程として明確に位置付ける。

3.3　保安教育計画との関連

危害予防規程は、別に定める保安教育計画と一体のものとする。なお、危害予防規程と不可分の関係にある保安教育計画についても当該事業所の特別規程として位置付ける。

3.4　危害予防規程に掲げるべき事項

冷凍保安規則第 35 条第 2 項に定められた事項とその細目に対応するこの指針の項目等を**表 1** に示す。

表 1－保安規則の規定事項と対応する該当等

規則第 35 条第 2 項に掲げられた事項	左欄の事項の細目に対応するこの指針の該当項
(1)法第 8 条の第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項	第 1 号は 6.1　第 2 号は 6.4 及び 7
(2)保安管理体制並びに冷凍保安責任者の職務の範囲に関すること。	保安管理体制は 4　冷凍保安責任者の職務は ~~5.1 及び~~5.2
(3)製造設備の安全な運転及び操作に関すること。 ［(1)に掲げるものを除く］	6.1 及び 7
(4)製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること	6.4
(5)製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること。	6.6
(6)製造施設が危険な状態になったときの措置及び訓練方法	8
(7)協力会社の作業の管理に関すること。	5.2.5
(8)危害予防規程の周知方法及び違反した者の措置	9
(9)保安に係る記録に関すること。	5.2.4、6.3、6.4b)、6.5a)、6.5b)、6.5c)、7.2.3、7.4、8.4、9.1、10.2 及び 10.3
(10)危害予防規程の作成及び変更の手続きに関すること。	11
(11)前各号に掲げるもののほか災害の発生防止に関する必要事項	6.1 及び 7.2

4　保安管理体制

4.1　保安管理組織

4.1.1　事業所内の組織

保安管理の組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものとし、かつ、日常の保安管理と緊急時の指揮系統を組織化するとともに組織図を作成し、明確に定める。

なお、保安管理組織図の例を**附属書 A** に示す。

4.1.2　事業所外の組織との関連

当該事業所の保安管理組織は必要に応じ、当該事業所外の組織と連携のとれる保安管理組織とする。

なお、事業所外の組織との関連図の例を**附属書 B** に示す。

4.1.3　取扱責任者の選任

事業所の長は、当該事業所の製造施設の保安に関し、十分な知識経験を有する者の中から取扱

責任者を選任する。

4.2　保安に関する協定

4.2.1　事業所外との協定

必要に応じ、地域内の高圧ガス共同防災体制に加入し、その協定に従い相互に協力し合うものとする。

4.2.2　労働組合との協定

労働争議及び事故又は災害の発生時における保安体制を確保するため、あらかじめ労働組合と必要な事項について協定する。

4.2.3　協力会社との協定

事故・災害の発生時の防災体制に協力会社の応援を求める場合には、協力会社と必要な事項について協定する。

4.3　規則、規定類の管理

4.3.1　関連する規定類

危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規定類を十分に整備する。また、規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。

4.3.2　制定の方法等

規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正整備する。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確にする。

4.4　保安査察

経営者は、製造施設の保安状況を査察し、事業所の長及び冷凍保安責任者の意見を聴き、保安確保に関する指導をする。

5　事業所の長及び取扱責任者の職務

5.1　事業所の長の職務

事業所の長は、当該事業所の保安に関する全般の業務を統括し、別に定めた保安教育計画に基づき、保安教育を実施する。

5.2　取扱責任者の職務

取扱責任者は、事業所の長を補佐し、当該事業所の製造施設の保安に関する業務に関し、直接その任に当たるとともに、部下を監督する。

取扱責任者の所管の製造施設に関する具体的職務は、次のように定める。

5.2.1　製造施設及び製造の方法の管理

製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。

5.2.2　製造設備の運転管理

製造設備の安全な運転及び操作に関し部下を訓練し、監督する。

5.2.3　製造施設の維持及び管理

保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。

5.2.4　製造施設の巡視点検及び検査

巡視点検を保安規則等に基づき行いその記録等から必要な措置を講ずる。

また、都道府県知事、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、指定保安検査機関が行う保安検査に立会い、必要な対策を講じる。

5.2.5　協力会社の保安管理

協力会社に対し、保安に関し必要な指導をする。

5.2.6　異常状態に対する措置

製造施設が異常になったときの適切な措置を講ずる。

5.2.7　保安教育の計画及び実施

保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。また、関係者に対し、所管の製造施設に関する保安教育訓練を実施する。

6　施設に関する保安管理

取扱責任者は、法第 8 条第 1 号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するよう管理する。

6.1　製造施設の技術基準

施設の技術基準は、法第 8 条第 1 号に定められた製造のための製造施設の位置・構造及び設備の技術上の基準並びに当該事業所の技術基準とする。

6.1.1　製造設備の位置、建物の構造等

機械室、防液堤等の建造物の構造、警戒標の位置等に係るもの

6.1.2　製造設備の構造等

定置式製造設備、移動式製造設備についての機能、構造（気密な構造）等に係るもの

6.1.3　安全装置、測定機器等

安全弁、破裂板、溶栓、圧力逃がし装置、高圧遮断装置及び圧力計の位置、機能、構造、数量等に係るもの

これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。

6.1.4　保安設備の構造等

低圧遮断装置、油圧保護装置、過負荷保護装置、断水保護装置、凍結防止装置、消火設備、除害設備、ガス漏えい検知警報設備、機械換気（通風）装置等の保安設備の位置、機能、構造、数量等に係るもの

これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。

6.2　設備管理の規定類の作成及び実施

施設管理の規定は、次の事項について作成し、常に整備して関係者に周知し、かつ、実施する。

a)　保全工事管理

b)　自主検査

c)　保安設備の取扱い

d)　測定機器の取扱い

e)　火気の取扱い

f)　工具、防具取扱い

g)　立入制限等

6.3　施設の保安管理記録

施設は、その履歴及び保全に関する必要事項を記録し、事業所の長の検印を受ける。

6.4　巡視点検

a)　取扱責任者は、当該事業所の製造施設について定期的に巡視点検を行い異常の有無を確認する。

b)　異常を認めた場合は、その状況、異常のあった年月日及びそれに対して講じた措置を記録する。

c)　巡視点検は、事業所の実態に応じ、あらかじめ定められた点検実施要領（チェックリスト等）により行う。

d)　事業所の長は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置を講ずる。

6.5　保安検査等

a)　事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。

b)　取扱責任者は、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。

なお、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書を都道府県知事に提出すること。

c)　保安検査等の記録は、10 年間保存する。

6.6　工事・修理等を行うときの保安管理

a)　製造施設の工事・修理等を行うときは、あらかじめ、作業計画を立て、関係者と協議の上で実施する。

b)　冷媒設備の工事・修理等は、工事全般の作業に関する工事（作業）責任者を定め、監督に当たらせる。

c)　事業所の長及び冷凍保安責任者は、作業が安全に行われるよう関係者に対しあらかじめ教育を行い周知する。

d)　取扱責任者は、工事着手前に、必要に応じ冷媒ガスの置換その他必要な保安措置を確認し、また、工事完了後及び運転開始に際しても、必要な保安措置を確認する。

7　運転、操作等に関する保安管理

法第 8 条第 2 号に定められた製造の方法の基準に関し、当該事業所の製造施設が冷凍保安規

則等に適合するよう管理する。

7.1　運転及びその管理を行う者

a)　取扱責任者は、冷媒設備の運転を管理し、部下の行う運転及び操作を監督する。

b)　運転及び操作は熟練者が行い、未熟練者が行うときは熟練者が直接監督指導する。

7.2　運転、操作等に関する規定類の作成及び実施

7.2.1　作成及び整備

製造施設に関する技術説明書、マニュアル、チェックリスト等を整備するとともに運転及び操作に必要な規定類を作成し、運転関係者に周知する。

規定類はプロセス又は設備の変更等に応じ改訂整備する。

7.2.2　運転条件

正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。

7.2.3　巡視点検基準

巡視点検基準を定め、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、１日１回以上、施設を巡視点検して保安の確認を行い、その結果を記録し、必要な対策を講ずる。

7.3　製造の方法

法第 8 条第 2 号の製造の方法の技術上の基準に基づき実施する。

7.4　交替勤務の引継

交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、各直の運転操作員が実施する。また、必要な引継事項は記録する。

7.5　夜間又は休日の運転開始及び運転停止

夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として、平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。

8　異常状態に対する措置

8.1　不調・故障に対する措置

運転又は用役の不調・故障に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。また、異常の原因を調査し、対策を検討する。

8.2　事故・災害に対する措置

事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施すること。

その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関することを内容とする。

8.3　人身事故に対する措置

人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓

練する。

8.4　異常状態に関する記録

異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、10 年間保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。

8.5　関係事業所、協力会社等との関連

事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

9　保安教育等

9.1　保安教育の計画及び実施

当該事業所が制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育訓練を行う。製造施設及び製造の方法を変更したときも同様とする。

実施した結果は記録し活用する。

9.2　危害予防規程及び規定類の周知及び活用

危害予防規程は、関係する従業者及び協力会社の従業者に教育して周知徹底させ、また、規定類は保安上の責任範囲及び安全な作業の要領を定めて、対象者別に教育訓練し活用する。

9.3　事故・災害対策訓練

事故・災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。また、地域内の高圧ガス共同防災訓練等に参加する。

9.4　改善提案等

広く従業者に対し、保安に関する改善提案を奨励し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。

9.5　危害予防規程等に違反した者の措置

危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を講ずる。

10　記録の備えつけ

10.1　製造施設の記録

高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書をはじめ、第 6 項から第 7 項に掲げる事項についての記録は、常に整備して日常の保安管理に活用する。

10.2　運転日誌

運転及び保全の適正を期すため、運転日誌を備え、第一種製造者の業態並びに製造設備に応じ、点検して記録する。また、冷凍保安責任者は、記録を確認した上、上司の閲覧を受ける。

10.3　記録の保存

製造施設の保安管理及び保安教育訓練に関する記録の保存期間は、各項において規定するものを除き、3 年以上とする。ただし、都道府県知事の許可に係るものは事業所（当該許可に係るも

のに限る。）が廃止されるまでとする。

11　危害予防規程の制定及び変更

11.1　作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、経営者又は事業所長が冷凍保安責任者を含む関係者と協議して、当該事業所の実態に則して制定する。また、変更するときも同様とする。

11.2　届出及び発効

経営者又は事業所長は、制定又は変更する危害予防規程について、都道府県知事に届け出る。届け出した危害予防規程は即日発効する。

11.3　経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の事項を危害予防規程に記録する。

a)　制定又は変更年月日

b)　届出受理番号及び届出受理年月日

案

附属書 A

（参考）

保安管理組織図の例

A.1　保安管理組織について

保安管理組織は、当該事業所の職制上の組織を通して一貫した保安体制が機能しうるものでなければならない。第一種製造者は、法に定めるところに従い冷凍保安責任者を、また、冷凍保安規則第 36 条第 2 項に該当する第一種製造者は、法には定めていないが取扱責任者を選任し、事業所における職務と責任を明確にすること。

法により定められた冷凍保安責任者及び同代理者並びに取扱責任者は、原則として書面を用いて任命するものとする。

保安管理組織とは、当該組織と横の関係にある事業所の他の組織を一体として運営し、これらの組織を具体的に保安管理職制図として掲げるとともに、緊急時の防災体制が日常の保安管理体制と異なる場合には、その組織図も掲げる。

図 A にその一例を示す。

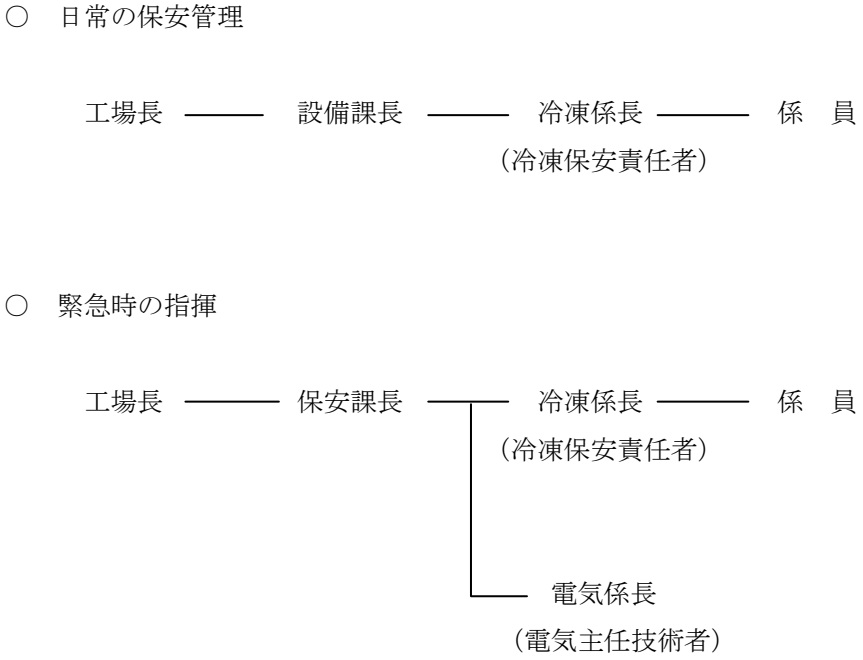

図 A　日常の保安管理体制と緊急時の防災体制が異なる場合の例

附属書 B

（参考）

事業所外の組織との関連図の例

B.　事業所外の組織との関連について

本社の下に、幾つかの事業所があり、各事業所が全社的な統一管理機構で連繋がとれた保安管理体制の関連を掲げる。

図 B にその一例を示す。

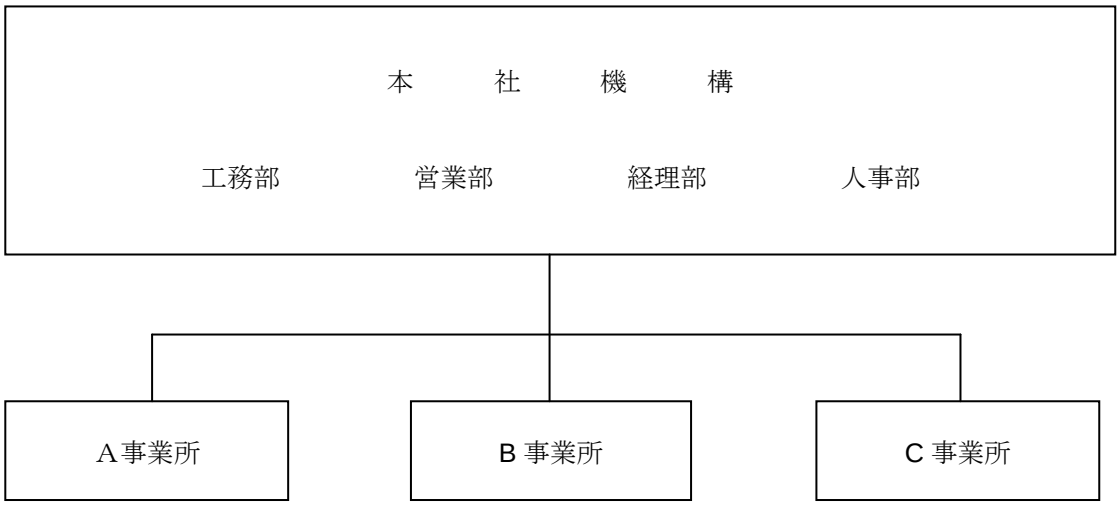

図 B　全社的な統一管理機構による保安管理体制の場合の例

第一種製造者　冷凍関係事業所用　危害予防規程の指針

解　説

1　制定の趣旨

第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより都道府県知事に届け出なければならず、第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならないこととなっている。(法第 26 条)

そこで、高圧ガス保安協会では、第一種製造者が危害予防規程を定める際の参考となるよう「第一種製造者　冷凍関係事業所用　危害予防規程の規範」を昭和 51 年に制定した。同規範は、その後に数回の見直しが行われ現在に至っていたが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、「第一種製造者　冷凍関係事業所用　危害予防規程の指針」として新たに制定した。

危害予防規程は、冷凍保安規則第 35 条第 2 項に規定する細目を定めるが、この場合において事業所の実態に則した規程とすることが肝要である。

なお、この解説は、危害予防規程の指針（以下「この指針」という。）「（その１）一般用及び指針」「（その２）ユニット型」のいずれにも適用する。

＊　ここでいう「ユニット型」とは、冷凍保安規則第３６条第２項第１号に規定されている施設の冷凍設備（いわゆるユニット型冷凍設備）をいう。

また、制定に際しては次の事項に留意した。

a)　原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。

b)　構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。

2　危害予防規程に関する基本的な考え方

a)　経営者又は事業所長は、事業所の保安に関する最終の責任が自らにあることを銘記し、危害予防規程については自ら参画して創意と工夫を盛り込み作成するものとする。また、その周知及び活用を積極的に推進する。

b)　危害予防規程は、この指針を参考にして作成するが、法の主旨を損うことなく、事業所の規模、冷媒ガスの種類、業種及び製造の方法に適合するように作成する。

c)　危害予防規程の内容としては、保安管理が保安確保の重点であるとの観点から、ソフト面を主体として、保安管理体制、保安管理の方法、責任と権限等について大綱を簡潔に記述する。

d)　保安に関連する規定類については、危害予防規程の各条項中に、別に制定した関係する規

定類の名称、記号等を記載し、相互の関連を明確にする。

規定類は、学会、業界その他団体の作成する標準類を、事業所の規定類として活用することができる。

なお、従業者個々の創意工夫、経験等が汲み上げられて規定類に反映されることが重要である。

e) 事業所の社内規定を法上の危害予防規程として届け出する場合、当該社内規定が法定の要件を満たしていれば危害予防規程とすることができる。

f) 事故・災害を未然に防止するには、地震等の自然災害を含めた事故・災害を想定してその措置対策を基準化し、訓練することが極めて重要である。

3. 4.2 保安に関する協定について

「4.2.1 事業所外との協定」については、地域防災組織に加入している場合はそれを記述する。

「4.2.2 労働組合との協定」については、関連規定として就業規定又は労働協約で規定してあれば、その関連規定の名称・記号等を記述する。

4. 4.3 規則、規定類の管理について

「規定類・文書等の管理規定」のようなもので規定されていれば、関連規定として、その旨を記述する。

「4.3.1 関連する規定類」については、規定類関連図を作成し、危害予防規程に添付する。

保安関係の規定類は、原則として、経営者又は事業所の長が決裁して制定すべきものである。

規定類は、関係責任者の知らないうちに変更されていたり、又はその内容が実情に適合しないまま放置されるようなことのないようにする。

現場従業者等を対象とする規定類は、重要なもののみを分かりやすくまとめた専用の規定集等（例えば、危害予防規程関連規定・作業標準）を作成し認識させることが望ましい。

5. 4.5 保安査察について

保安査察は、経営者が保安に関して自ら臨む姿勢を示し、保安状況の確認・評価を通して保安の向上を図ることを目的として行う。

6. 5.2.5 協力会社の保安管理について

協力会社の保安管理は、本質的には、協力会社の管理者が自ら部下の従業者を教育及び監督して、保安を確保するべきものである。しかし、それだけでは不十分である。

従って、事業所の冷凍保安責任者又は取扱責任者は、当該事業所の危害予防規程が遵守されるよう協力会社の作業基準の作成を指導し、作業について監督する必要がある。

当該事業所の休日に協力会社の行う工事等は、特に注意して監督しなければならない。

7. 6 施設に関する保安管理について

冷凍保安規則等に定められた技術基準に適合するように監督する。また、定められた事項に関して都道府県知事の許可なくして変更されることのないようにする。

そのためにも、当該事業所の製造施設に関し、規定類を作成し、危害予防規程にその関連を明記する。

8. 6.5 保安検査等について

保安検査等を行うときは、冷凍保安責任者又は取扱責任者は、その実施について管理・監督しなければならない。

また、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査等に立会い、保安管理上に必要な改善事項があれば、改善し、報告する。また、その対応等について記録する。

9. 6.6 工事・修理等を行うときの保安管理について

この指針に従い、必要な規程類を作成するものとし、冷凍保安規則第９条に定める保安上の措置について具体的に記述する。

10. 7 運転、操作等に関する保安管理について

次に掲げる規定類を作成し危害予防規程にその関連を明記する。

a) 運転管理規定（運転日誌を含む）

b) 冷凍装置取扱説明書

c) 製造の方法の技術上の基準

11. 9 保安教育等について

危害予防規程と保安教育計画は、第一種製造者の特別規程として一体不離のものである。製造施設の運転･操作に係る保安管理について直接その職責に当たる冷凍保安責任者及び同代理者又は取扱責任者は、事業所の中核であり事業所の長を補佐して部下の教育訓練に対しても、この指針に基づき職務を果たす必要がある。

12. 10 記録の備えつけについて

表１の(9)に示すように、この指針の該当事項で保安に係る記録の作成を定めており、記録の保存期間についても、この指針に基づいて規定類に明記する。